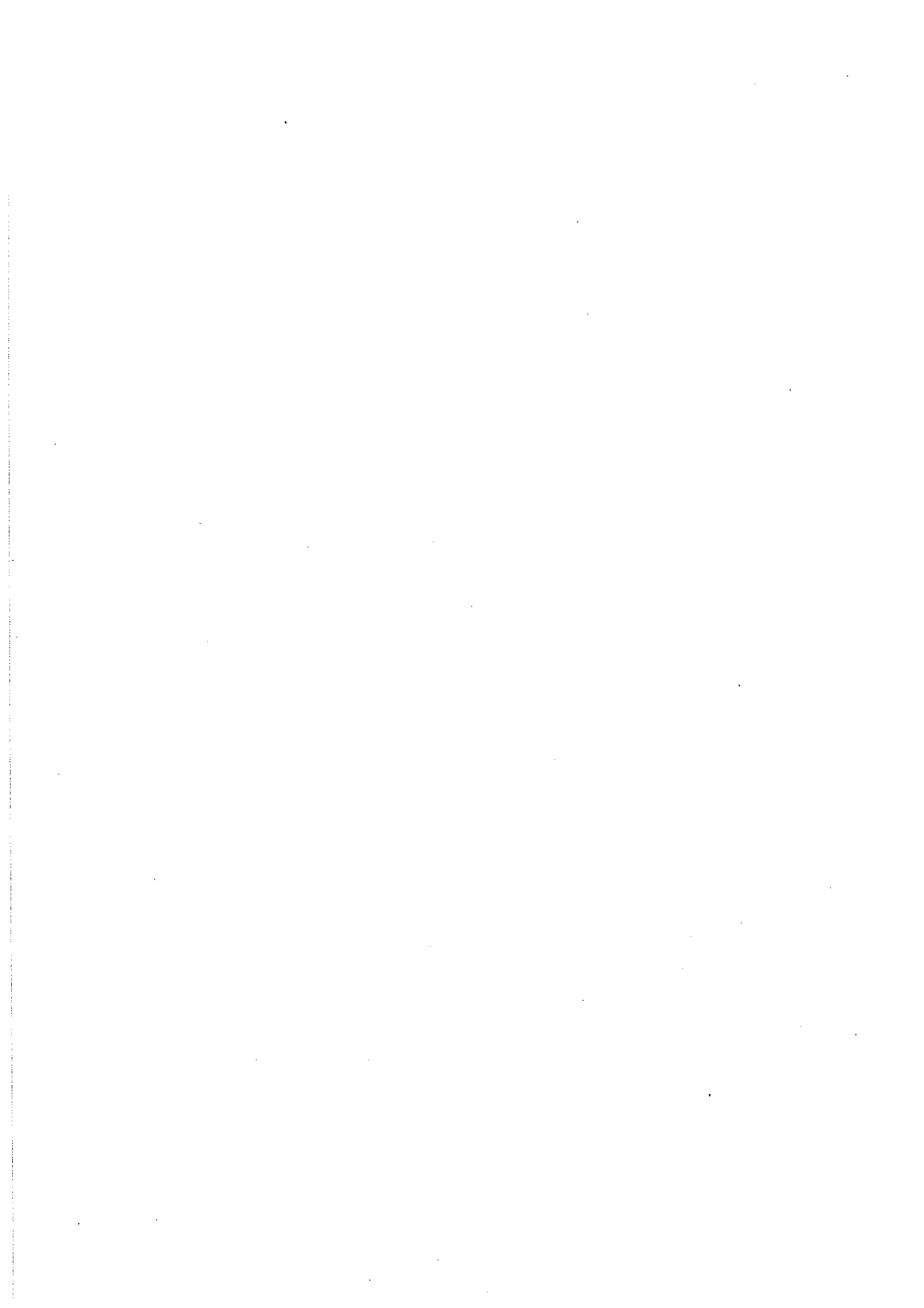


# 資 料 編



# 合併協議会（4市町村）

## 1 協約書

秋多町、五日市町、日の出町、檜原村はかねてより広域行政への希求から四ヶ市町村の合併を願って来たものであるが、此の度秋多町が時限法（昭和45年地方自治法の一部改正による）にもとづく単独市制を打出し隣接町村に同意を求めた件について、五日市町、日の出町、檜原村はあくまで大同団結が理想の姿であるが今後の秋川流域の一体性に鑑み、下記事項の協約のもとに賛意を表するものとする。

### 記

- (1) 秋多町の単独市施行は、あくまで秋川広域市制施行（合併）を前提とした市制であることを関係町村は夫々確認した。
- (2) 秋川流域関係町村の合併は秋多町の市制施行後においても、互に対等の立場にて、協議を行うことを夫々の町村が確認した。
- (3) 秋川流域関係町村の合併予定期日は、昭和50年4月1日とし、この間夫々円滑に合併準備を促進することを関係町村は確認した。
- (4) 関係町村は、円満なる合併促進を図るため、夫々の議会間で協議の上、昭和47年7月末迄に合併促進議員連絡協議会を構成、発足させることを確認した。
- (5) 関係町村が、合併実現のため必要な具体的条件については、夫々の町村において慎重に検討の上、関係町村間にて友好的な協議をなし、昭和49年4月末頃迄に決定する如く準備をすることを確認した。
- (6) この協約書に定めてない事項についても、関係町村は秋川流域の将来を展望し、互いに誠意と信頼をもつて話し合いを行い、合併達成に邁進することを確約した。
- (7) この協約書の内容については、地元選出東京都議会議員の立會のもとに、日刊紙に公表し、関係町村間の信頼の裏付けとすることに関係町村が夫々同意した。

昭和47年1月31日

西多摩郡秋多町長	近藤秀雄
西多摩郡五日市町長	岸義一
西多摩郡日の出村長	森田清
西多摩郡檜原村長	小泉康作
西多摩郡秋多町議会議長	森駿馬
西多摩郡五日市町議会議長	宮本和一
西多摩郡日の出村議会議長	岡部光佑
西多摩郡檜原村議会議長	小林栄一
立會人 東京都議会議員	田村利一

## 2 合併促進議員連絡協議会会則

(名称)

第1条 本協議会は、合併促進議員連絡協議会と称し、事務所を会長の属する市町村議会事務局内に置く。

(目的)

第2条 本協議会は、秋川流域市町村の合併促進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、秋川市、五日市町、日の出村、檜原村の各議会正副議長を含む7名の委員をもって組織する。

(役員)

第4条 本協議会は、次の役員をおき、その選出は委員の互選とする。

会	長	1名	
副	会	長	3名

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員権限)

第6条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、委員の全体会議として必要に応じ会長がこれを招集する。

(経費)

第8条 本協議会の経費は、各市町村の分担金をもってあてる。

附 則

この会則は、昭和47年12月26日から施行する。

### 3 合併促進協議会会則

(名称)

第1条 本協議会は、合併促進協議会と称し、事務所を会長の属する市町村内に置く。

(目的)

第2条 本協議会は、秋川流域市町村の合併促進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、秋川市、五日市町、日の出町、檜原村の各市町村長ならびに議会議員7名の委員をもって組織する。

(役員)

第4条 本協議会は、次の役員をおき、その選出は委員の互選とする。

会	長	1名	
副	会	長	7名

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員権限)

第6条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、役員会及び全体会議とし必要に応じ会長がこれを招集する。

(経費)

第8条 本協議会の経費は、各市町村の分担金をもってあてる。

附 則

この会則は、昭和50年2月28日から施行する。